

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年（2018年）5月31日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年（2018年）3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成24年12月町田市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。)」を加える。

第5条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第59条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条第1項中「この条」を「この項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第22条の2第3第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)</u>の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)</u>第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定</p>

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、</p>	<p>居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、</p>

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の</p>	<p>第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「<u>指定地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の</p>

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>5 第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。) 、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下<u>この項</u>において同じ。) に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>5 第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。) 、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下<u>この条</u>において同じ。) に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>2～7 略</p>